

所沢市告示第 422 号

市道に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域変更を行う。

その関係図面は、所沢市建設部建設総務課において告示の日から 14 日間、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 11 日

所沢市長 小野塚 勝俊

道路の区域変更

道路の種類：市道

整理 番号	路線名 (市道)	区 間			幅員(m) 上段：変更前 下段：変更後	延長(m) 上段：変更前 下段：変更後	供用 開始日
1	2- 394 号線	大字南永井字井頭 大字南永井字井頭	1073番 1073番	2地先から 1地先まで	3.6 7.0	120.90 120.90	告示日
2	2- 396 号線	大字南永井字井頭 大字南永井字井頭	1073番 1070番	1地先から 3地先まで	1.8 5.0～9.8	168.60 168.60	告示日

所沢市選管告示第28号

50分の1、3分の1及び6分の1の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、第4条第11項、第5条第1項及び第5条第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定における選挙権を有する者の50分の1、3分の1及び6分の1の数は、下記のとおりである。

令和7年9月11日

所沢市選挙管理委員会

委員長 吉田 正

記

1. 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項における選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5,819 人

2. 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

96,981 人

3. 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項における選挙権を有する者の総数の6分の1の数

48,491 人